

所沢市上安松・下安松西土地区画整理組合の設立にあたり、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により、下記のとおり施行地区となるべき区域を公告します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、令和8年11月9日（月）までに法19条第3項に基づく申告をしなければなりません。

令和8年10月9日

所沢市長 小野塚 勝 偉

記

1. 施行地区となるべき区域

所沢市大字上安松字清水久保353番10の一部、354番8、355番1、355番5、355番7、368番1、368番7、368番8、369番2、369番7、
所沢市大字上安松字谷戸389番、390番、393番、394番1、394番2、395番1の一部、395番2、398番、399番3、400番1、400番2、400番3、401番1、401番2、402番、403番、404番、405番、406番2、407番1、407番2、408番、409番1、411番1、411番2、412番4、413番、414番、415番、
所沢市大字上安松字中道511番1、511番2、511番3、514番1、514番4、514番5、515番1、515番2、515番3、515番4、515番5、516番1、516番2、516番3、517番1、517番2、518番、519番、520番1、520番2、520番3、520番4、520番5、521番3、522番1、522番2、523番1、523番2、523番3、523番4、523番5、523番6、524番、525番、526番、527番、528番1、528番2、529番1、529番2、530番1、530番2、531番1、531番2、532番1、532番2、545番1、545番2、546番、547番、548番、549番、550番、551番1、551番2、552番、553番、554番1、554番2、
所沢市大字上安松字稻荷上584番1、584番2の一部、584番4、585番1、585番2、585番3、586番、587番1、587番2、587番3、587番4、587番5、587番6、588番1、588番2、588番3、589番1、589番2、590番1、590番2、590番3、591番1、591番2、591番3、591番4、591番5、591番6、591番7、591番8、591番9、591番10、592番1、592番2、592番3、592番4、594番1、594番2、594番3、594番4、594番5、594番6、594番8、594番9、596番、598番3、607番4、608番1、610番1、610番5、610番6、613番1、613番2、613番3、614番2、616番、617番、618番1、618番2、618番3、618番4、619番1、619番3、619番4、619番5、619番6、619番7、619番8、621番、622番1、622番2、622番3、622番4、622番5、622番6、622番7、626番1、626番2、626番3、626番4、626番5、626番6、627番1、627番2、627番3、627番4の一部、627番5、641番、642番、643番、644番、645番、646番、647番、648番、649番、650番